

令和5年度の特別支援教育に係る学びの場について

本市では、障害のあるなしに関わらず、子どもが地域でともに生きることを基本とし、理解しあい、尊重しあう仲間として、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しています。

さて、令和4年4月27日付けで文部科学省より以下の(概要)の通り「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知があり、「特別支援学級」における指導の時間や「通級による指導(裏面参照)」の更なる活用について指導がありました。

つきましては、今年度特別支援学級に在籍するお子様の令和5年度の学びの場について、確認していただきますようお願いいたします。なお、「特別支援学級」で学ぶのか、「通級による指導」で学ぶのか等については、本人や保護者の意見を尊重して決定してまいります。

文部科学省からの通知内容について(概要)

全文についてはこちら⇒



●特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

どのような学びの場がふさわしいかについては、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となること。

●特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時間について

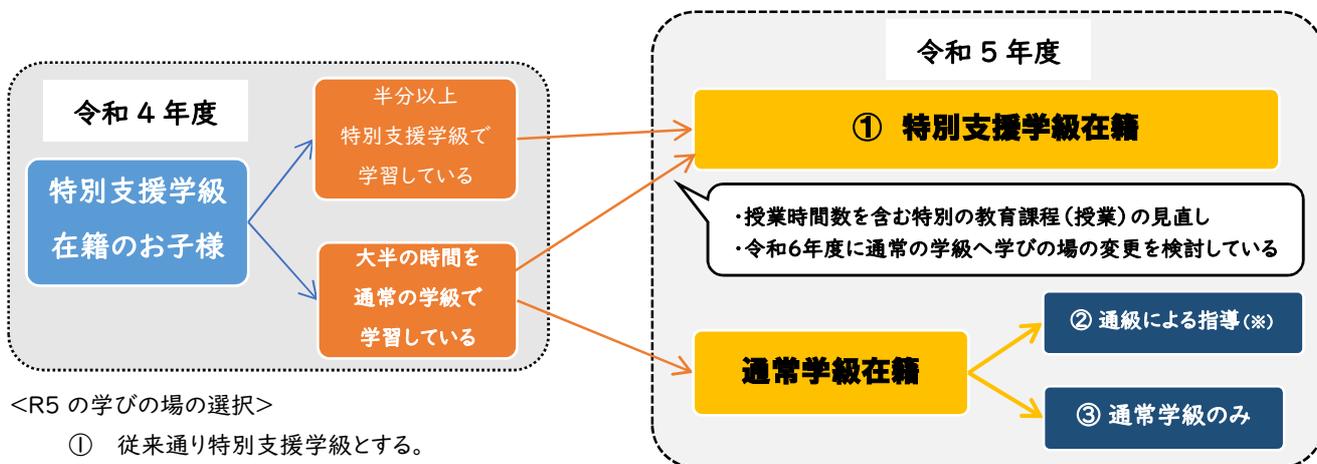
特別支援学級に在籍している児童生徒は、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

ただし、例えば次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に「交流及び共同学習」の時間を増やしている等、教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

令和5年度の学びの場の決定に向けて

- ・学校とご相談の上、次年度以降の学びの場についてご検討ください。(以下の図参照)
- ・通級による指導を希望される場合については、通級指導教室の設置状況等により、必ずしも希望通りになるとは限りません(※)。その場合は、学校を通じて相談(調整)させていただきますので、よろしくお願いいたします。

	特別な支援を受ける授業時数	在籍
通級による指導	週1~8時間	通常学級
特別支援学級	原則として、週の授業時数の半分以上を目安とする	特別支援学級



<R5の学びの場の選択>

- ① 従来通り特別支援学級とする。
- ② 通級による指導(通常学級在籍)に変更する。
- ③ 通常学級のみでの指導に変更する。

通級指導教室について

☆通級指導教室ってどんなところですか？

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う教室です。

☆通級指導の目的は何ですか？

自立活動や障害の状態に応じた指導を行い、生きる力を育むことを目的としています。

☆どんな子どもが対象になりますか？

通常の学級に在籍し、障害に応じた特別な指導が必要な児童・生徒が対象となります。入級にあたり、必ずしも診断等を受けている必要はありません。ただし、特別支援学級に在籍している子どもは通級による指導の対象とはなりません。

◎このような子どもが通っています。

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| →集団の中で一緒に活動することが苦手 | →落ち着きがなく、学習に集中しにくい |
| →友だちとのコミュニケーションをうまくとりにくい | →特定の学習が苦手 |
| →こだわりが強く、気持ちの切り替えが難しい | →話すときにつかえたり、同じ音やことばをくり返したりする |

☆どんな指導をするのですか？

対象となる児童・生徒の状態や伸ばしたい力に合わせて、通級指導教室担当教員を中心に、担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等が連携し効果的な指導を行います。方法としては、個別指導やグループ指導があります。

具体的には…

言語指導、読み書き、聞き取り、計算、ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーション、視覚認知、感覚統合などの指導



※通級指導教室で指導を受けた時間は、特別の教育課程として授業時数に扱います。（週 8 時間まで）

☆実施形態

自校通級…在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態

他校通級…在籍する学校に通級指導教室が設置されておらず、他の学校に設置されている通級指導教室に通級して放課後等に指導を受ける形態（※保護者の送迎が必要）

巡回指導…通級による指導の担当教員が、該当する児童生徒のいる学校に赴き、指導を行う形態

